

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止対策等に関する主な論点

1. パワーハラスメント防止対策について

(1) 職場のパワーハラスメントの定義について

- ① 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書やパワーハラスメントの実態を踏まえ、その定義をどのように考えるか。
- ② 優越的な関係に基づいて行われることを定義に含めることについて、どのように考えるか。
- ③ 行為者の範囲についてどのように考えるか。
- ④ 「職場」の範囲について、どのように考えるか。
- ⑤ パワーハラスメントの実態を踏まえて、パワーハラスメントと業務上の指導との線引きについて、どのように考えるか。

(2) 職場のパワーハラスメント防止対策について

- ① 定義に関する議論を踏まえた場合に、どのような対応案が考えられるか。
- ② パワーハラスメント行為を禁止する場合の課題についてどのように考えるか。
- ③ 事業主に対する措置義務を設ける場合の課題についてどのように考えるか。
- ④ 検討会で提示されたガイドラインの必要性やその内容についてどのように考えるか。

(3) 顧客等からの著しい迷惑行為について

- ① 顧客等からの著しい迷惑行為の実態を踏まえて、どのような問題があるか。
- ② パワーハラスメントとの類似点、相違点を踏まえ、その対応の在り方についてどのように考えるか。

2. セクシュアルハラスメント防止対策の実効性の向上について

- ① 民間事業主の義務履行の実効性確保の方策について、どのように考えるか（例えば、社外の労働者からセクシュアルハラスメントを受ける場合の対応や、社外の労働者に対してセクシュアルハラスメントを行うことの防止について、どのように考えるか。）。
- ② セクシュアルハラスメント行為を禁止する場合の課題についてどのように考えるか。
- ③ セクシュアルハラスメントの被害者への救済の在り方についてどのように考えるか。